

事務連絡
令和7年3月26日

公益社団法人 日本看護協会 様

こども家庭庁成育局成育環境課

妊婦のための支援給付（旧出産・子育て応援交付金事業）への協力について(依頼)

こども家庭関連施策の推進につきましては、平素より御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

妊婦等に対する「出産・子育て応援交付金」（面談を受けた妊婦・子育て世帯に合計10万円相当の経済的支援と伴走型の相談支援を行う事業）の実施に当たっては、医療機関等における妊娠の事実確認や、市町村との情報連携の促進について、「出産・子育て応援交付金事業への協力について(依頼)」（令和4年12月27日事務連絡）によりご協力をお願いさせていただきました。

令和7年4月1日以降は、従来の「出産・子育て応援交付金」に代わり、昨年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において法定事業として新設された「妊婦のための支援給付」（以下、「本給付」とします。）及び「妊婦等包括相談支援事業」として、引き続き、妊婦等への経済的支援と伴走型相談支援を、効果的に組み合わせて実施し、妊婦への総合的な支援を図ることとしております。

新たに制度化された本給付では、妊娠届出時の妊婦支援給付認定後（5万円）、出産予定日の8週間前の日以降の胎児の数の届出後（5万円×胎児の数）の2回に分けて経済的支援を実施することとしていますが、旧事業との相違点及び妊娠の事実や胎児の数の確認の取扱いに関して、下記のとおりとしておりますので、本給付につきまして御理解賜り、会員の皆様への周知等により市町村を通じた妊婦への経済的支援が円滑に進むよう御配慮いただきたく、何卒お願い申し上げます。

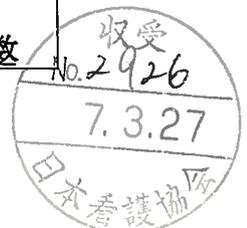
また、別添の制度周知用リーフレット並びに医療従事者様向けQ&Aは、こども家庭庁のホームページで公開しておりますので、会員の皆様への周知にご活用いただければ幸いです。

[\(参考HP：妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施（出産・子育て応援交付金） | こども家庭庁\)](#)

記

1. 妊婦のための支援給付と出産・子育て応援給付金の相違点

	新) 妊婦のための支援給付	旧) 出産・子育て応援給付金
対象者	1回目：妊婦 2回目：妊婦	1回目：妊婦 2回目： <u>養育者</u>
金額	1回目：5万円 2回目：5万円× <u>胎児の数</u>	1回目：5万円 2回目：5万円× <u>出生した人数</u>



支給時期	1回目： <u>妊婦支援給付認定後 (妊娠届出後)</u> 2回目： <u>胎児の数の届出後 (出産予定日の8週間前の日 以降)</u>	1回目： <u>妊娠届出後</u> 2回目： <u>出産後</u>
妊娠の定義	医師による胎児心拍の確認	医師による胎児心拍の確認 または出産予定日の確認
流産・死産・ 人工妊娠中絶の 取扱	<u>給付対象</u>	<u>支給対象外</u>

※ 法定化に伴い、本給付を「妊娠」に着目した「妊婦のための支援給付」と位置付けたことから、給付対象を妊婦に限定しています。また、2回目の給付においては、妊娠している胎児の数に応じて給付することとし、これまで支給対象外だった流産・死産・人工妊娠中絶の場合においても給付対象となります。

2. 妊娠及び胎児の数の事実確認について

本給付では、妊娠の定義を医師による胎児心拍の確認としています。妊婦は、初回の給付に向けて、妊娠の届出と合わせて妊婦支援給付認定の申請をしていただく必要がありますが、その際に妊娠の事実確認について医師からの証明書等の提出を求めず、妊婦の申請は原則として真正なものとして受理することとしています。

また、2回目の給付に繋がる胎児の数の届出は、出産予定日の8週間前の日以降に届出することが出来ますが、出産前の届出の場合は母子健康手帳の交付数、出生後については出生届（住民基本台帳）により市町村が胎児の数を確認することが可能であるため、事実確認のために医師からの証明書等を妊産婦に求めることは想定していません。流産等の場合も同様に、母子健康手帳により事実確認を行いますので証明書等を求めることは想定していません。

ただし、医療機関を受診していたが、市町村に妊娠の届出をしないまま流産等をしてしまった場合など、市町村が妊娠の情報を把握できない場合においては、市町村は妊産婦に対して事実確認の証明書を求めることとなります。この場合、妊婦（妊婦であった者）からの求めに応じ、診断書等により妊娠の事実及び胎児心拍を確認した数を証明していただくことが想定されますので、参考様式として、別添の妊婦給付認定用診断書をお送りします。

なお、旧事業と同様、異所性妊娠については、妊娠の継続が実質的に困難であるため、給付対象外としています。

つきましては、医療機関等におかれましては、診断書等が必要となる場合がある旨の御理解と御協力を何卒お願い申し上げます。

3. 市町村と医療機関等との情報連携について

新制度の施行以降も、本給付及び妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせることで、妊娠期から妊婦やその配偶者等に切れ目のない支援を行い、身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施して総合的な支援を図って参ります。本給付が適切に支給されるために、診断書等による証明が必要となる場合については2に記載いたしましたが、そのほかにも、妊娠及び胎児の数の事実確認、申請内容等に疑義が生じた場合などに、本人の同

意を得たうえで市町村から医療機関に問い合わせをさせていただく場合がありますので、その際は受診状況等の情報共有について、引き続き、ご協力をお願いいたします。

また、特に支援が必要な方については、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が適切に連携しながら支援を実施していくことがより重要であり、必要に応じて相互に情報共有することで、切れ目のない支援に繋がるものと考えておりますので、この点に関しましても、改めて、会員、関係者の皆様への周知に、御配慮をお願い申し上げます。

(照会先)

こども家庭庁成育局成育環境課相談支援係

TEL : 03-6861-0228

E-mail : seiikukankyou.soudan@cfa.go.jp